

高知市ふるさと納税返礼品取扱事業者等募集要項

令和6年10月1日制定

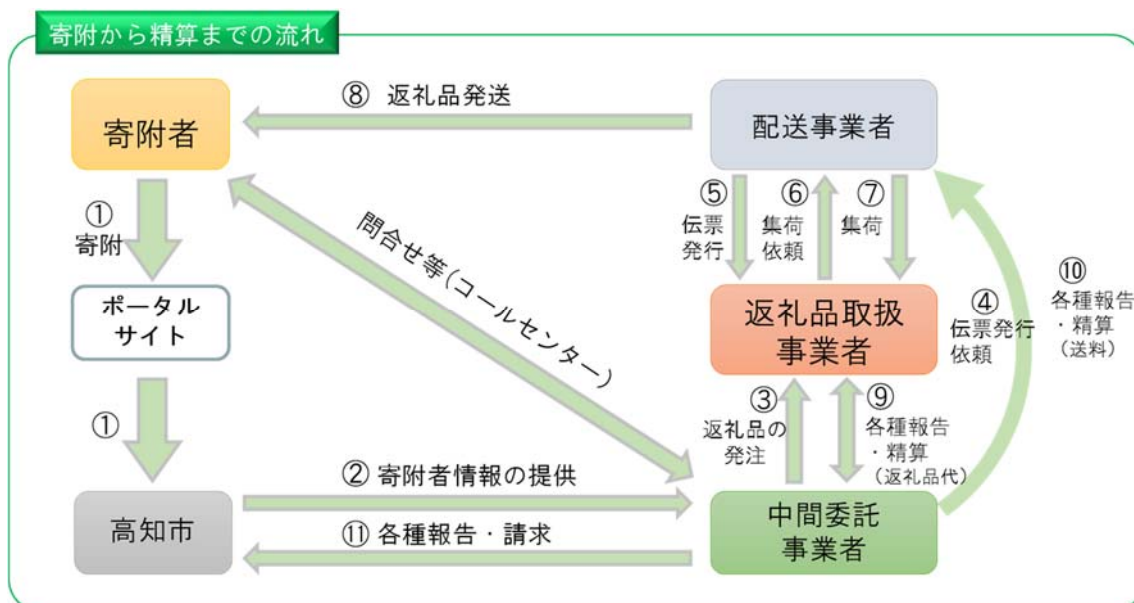
令和7年4月10日改正

1 目的

高知市では、ふるさと納税（寄附金）制度により本市に寄附をいただいた市外在住の寄附者に対し、お礼の品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈することにより、本市のシティセールスの推進、寄附の促進及び地域特産品のPR、並びに販路拡大による地域経済の活性化等を図るため、寄附者へ贈呈する返礼品の提供に協力いただける事業者（以下「返礼品取扱事業者」という。）を募集します。

2 事業概要

- (1) 返礼品は、寄附者の寄附金額に応じて、ふるさと納税ポータルサイト等から、希望する物品等を自由に選択できる形となっています。本市が、返礼品取扱事業者に提案いただく品を返礼品として採用した場合は、ふるさと納税ポータルサイト等を通じて紹介します。
- (2) 本市は、返礼品の取扱業務全般を、指定する中間委託事業者（以下「中間委託事業者」という。）に委託しています。返礼品取扱事業者は、自社商品が返礼品として承認された後、中間委託事業者と返礼品の供給等に係る調整を行っていただく必要があります。
- (3) 寄附から精算までのイメージ図は、以下のとおりです。



3 返礼品取扱事業者の登録及び業務内容等

(1) 返礼品取扱事業者のメリット

- ア 返礼品の商品画像や商品名、取扱事業者名、商品説明文等をふるさと納税ポータルサイトに掲載しますので、商品のPRと販路拡大につながります。
- イ 返礼品発送時に、自社商品等のパンフレットやチラシ等を同封することで、自社商品等の販売促進、PRを図ることができます。ただし、寄附者への返礼品取扱事業者によるパンフレットやチラシ等の送付は、返礼品発送時の同封に限り、商品のみの場合と送料が変動しない範囲とします。

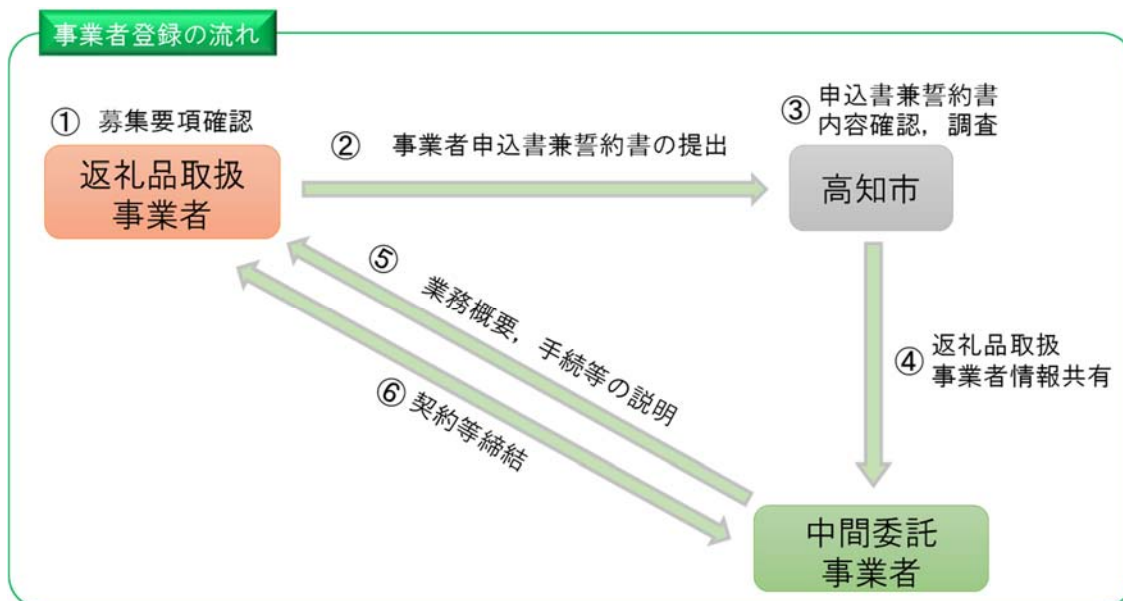
(2) 返礼品取扱事業者の要件

返礼品取扱事業者は、以下の要件を全て満たしている必要があります。ただし、要件を満たしていても、個別の状況により本市が返礼品取扱事業者として適当でないと判断する場合があります。

- ア 各種法令等を遵守した生産、製造、加工、販売又はサービスの提供を行っていること。サービスの提供に当たっては、必要な資格を保有していること。
- イ 高知市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等のいずれかを有する法人、その他の団体又は個人事業主であること。
- ウ 適宜、適切に生産・製造・品質検査等を行っており、責任を持って品質の良い返礼品等の提供（供給）ができること。また、返礼品の発送作業又はサービス利用券等の発行・送付作業を含め、寄附者への返礼品等の提供に係る一連の作業が行えること。
- エ 中間委託事業者と直接、「返礼品等の提供に関する契約等」を締結することが可能であること。また、中間委託事業者が提供する管理システムを導入（インターネット通信環境が必要）し、連携・協力して業務に当たることができること。高知市が異なる中間委託事業者と契約した場合には、新たな中間委託事業者との間で改めて「返礼品等の提供に関する契約等」を締結し、連携・協力して業務に当たることができること。
- オ 高知市税を滞納していないこと。
- カ 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 応募方法

事業者申込書兼誓約書（様式1）に必要事項を記入し、「10 申込み・問合せ先」宛に持参又は郵送にて提出してください。



(4) 返礼品取扱事業者の業務内容等

ア 中間委託事業者に商品等の情報を提供して提案を行い、「**4 返礼品の登録等**」に基づき、返礼品が円滑に登録できるよう調整を行ってください。

イ 本市で寄附を受け付けた後、中間委託事業者からの発注情報に基づき、配送事業者からの伝票発行がありますので、集荷の調整を行い、返礼品を配送事業者に渡してください。返礼品の梱包に当たっては、あらかじめ中間委託事業者に届け出た、配送負担が最も軽い方法（より小さなサイズ、配送料が低い配送手段）になるようにしてください。

※中間委託事業者が指定する配送方法以外の配送方法を希望する場合は、別途、中間委託事業者とご相談ください。

※国の経費率基準（募集経費を寄附金額の1／2以内に収める。）を遵守するため配送料が高額になる場合は、配送料負担が大きくなるように、寄附金額を設定します（寄附金額を高めに設定）。

ウ 返礼品の発送に当たっては、配送料に影響しない範囲において、積極的にお礼状等を同梱するなど、リピーターの増加や好レビューの投稿への動機付けを行ってください。

※ただし、返礼品の金額が記載されているものは同梱を控えてください。

エ 返礼品の提供に係る問合せ、トラブル（配送に関するトラブルを含む。）、苦情、損害賠償等が発生した場合は、適切かつ誠実な対応をするとともに、その対応状況について中間委託事業者へ速やかに報告してください。

オ 本市が求める場合に、返礼品として提供される商品・サービスについて、ふるさと納税関連の広告媒体（各種ふるさと納税ポータルサイト、雑誌、チラシ等）に掲載する事業者名、返礼品の商品情報、画像等を提供してください。

カ 本市が求める場合に、提供価格の妥当性を示す資料や、地場産品基準を満たしていることを示す資料など、必要な情報を提出してください。

キ 自社の広告媒体（HP，SNS，メルマガ等）、店舗等において、返礼品のPRにご協力をお願いします。

4 返礼品の登録等

（1）返礼品の要件

返礼品は、各種法令を遵守し、以下の要件を全て満たしている必要があります。ただし、要件を満たしていても、本市が返礼品として適当でないと判断する場合があります。

ア 平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものであること。

イ 公序良俗に反しないものであること。

ウ 資産性が極めて高いなど、ふるさと納税制度の趣旨に反するものでないこと。

エ 物品の製造者又はサービス提供者以外の者（卸売業者等）が物品等の登録を申請する場合には、当該物品等の製造者又は提供者の同意を必ず得ていること。

オ 品質及び数量の面において、通年で安定提供（供給）が見込めるものであること。

ただし、あらかじめ期間や数量などの条件を設けて提供する場合は、その条件内において安定提供が見込めるものであること。

カ 物品の場合は、適切な状態で発送が可能なものであること。食料品については、発送日から一定期間の賞味期限又は消費期限が保証されていること。賞味期限又は消費期限が短い場合は寄附者と受取日を調整して発送できるなど、適切な状態で寄附者が返礼品を受け取ることができるものであること。

キ サービスの場合は、原則、サービスを提供する期間が1年以上あること（例：利用券の発行日から1年間有効など）。ただし、日時指定のものはこの限りでない。なお、利用券についてはサービスの対価としてのみ用いることが可能であり、同一の事業所内で物品を提供している場合は、当該物品との引き換えの対価として用いないこと。

（2）金額設定

返礼品費用（梱包・箱代含む税込金額）が、国の基準に基づき寄附金額の3割以下となるように本市が寄附金額を設定し、その寄附金額は基本的に5,000円以上とします。

（3）返礼品の登録

ア 返礼品の登録については、中間委託事業者に申し出るものとし、中間委託事業者の指示のもと作業を行うものとします。その後、中間委託事業者が本市に対して返礼品の要件等を満たしていることの確認を行います。

イ 本市において、返礼品の要件等を満たしていることの確認を行った後、国に新規返礼品として申請し承認されたものを本市の返礼品とします。

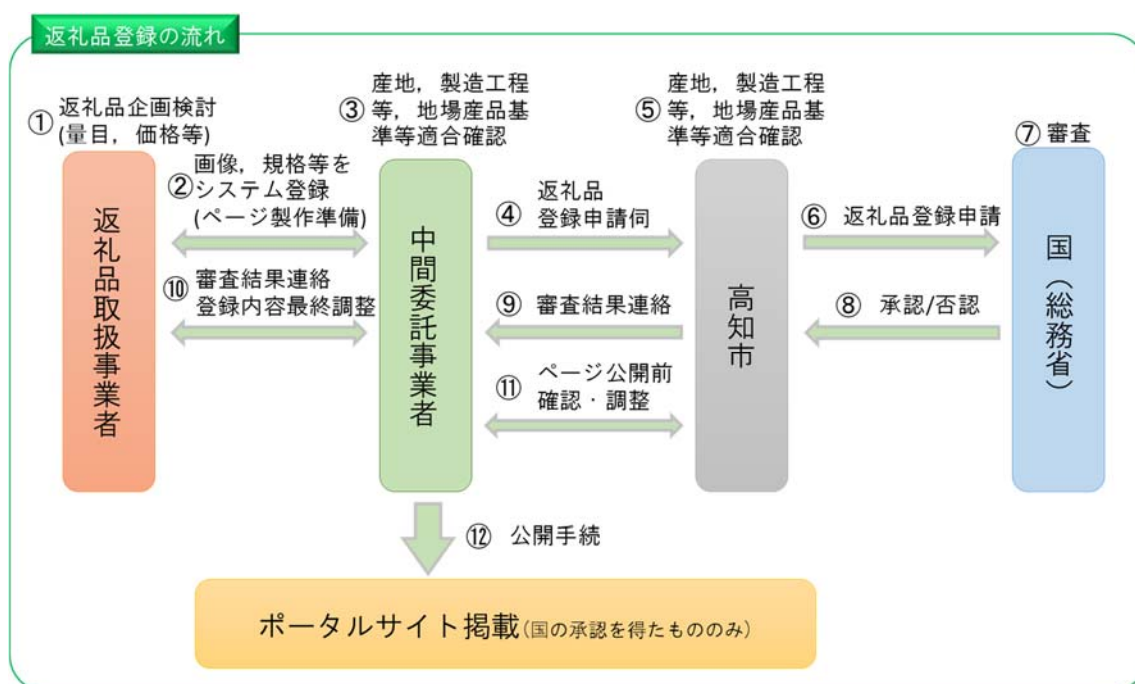
ウ 本市の返礼品として認められたものについては、中間委託事業者から審査結果の連絡があります。

エ 中間委託事業者と返礼品の登録内容の最終調整をしていただいた後、本市において確認作業を行い、中間委託事業者によるふるさと納税ポータルサイトへの登録作業を経て、順次掲載されます。

※掲載順序は本市に一任していただきます。

(4) 返礼品の内容変更

返礼品取扱事業者は、当該返礼品について内容に変更が生じる場合は、変更が生じる日の1か月前までに、中間委託事業者へ報告し、必要な手続きを行ってください。



5 返礼品取扱事業者又は返礼品の登録取消

次に該当する場合は、本市は返礼品取扱事業者又は返礼品の登録を取り消します。

- (1) 返礼品取扱事業者が、本市及び中間委託事業者に登録解除を申し出たとき。
- (2) 返礼品取扱事業者が、「3 (2) 返礼品取扱事業者の要件」に規定する事項を満たさなくなったとき。
- (3) 返礼品が、「4 (1) 返礼品の要件」に規定する事項を満たさなくなったとき。
- (4) 国の制度変更等により、返礼品が国の基準に合致しなくなったとき。
- (5) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、又は中止されたとき。
- (6) 登録内容に虚偽があったとき。
- (7) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又はその恐れがあるとき。
- (8) 効果的、効率的な寄附獲得のために実施する本市及び中間委託事業者の返礼品選定や

PR方針、事務費削減方針に御同意・御協力いただけないとき。

(9) 返礼品に関する寄附者からの苦情に対する対応に重大な不備や怠りがあると本市が判断したとき、又は、同様の苦情が多発するとき。

(10) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

6 費用負担

(1) ふるさと納税ポータルサイトへの掲載手数料、クレジットカード等手数料、返礼品の商品代金は本市が負担します。

(2) 配送料についても本市が負担します。ただし、本市及び中間委託事業者に責のない以下のような費用は負担しません。

ア 寄附者からの返礼品の品質等への苦情により返礼品の回収及び再配送を行った場合にかかる費用

イ 発送元の梱包不備等により、配達完了までの間に返礼品が損なわれる事態が生じた場合にかかる再調達・再配送にかかる費用

ウ 代替品による補償、交換その他苦情対応に要する経費

7 個人情報

返礼品取扱事業者は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び高知市個人情報保護法施行条例（令和5年条例第3号）のほか関係法令を遵守してください。提供された寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

8 損害賠償

返礼品取扱事業者は、虚偽の申請若しくは遵守すべき法令等違反若しくは本要項に適合しない返礼品の提供を行う債務不履行等の事由があった場合又は事業者申込書兼誓約書への違反をした場合において、それにより本市に損害（ふるさと納税に係る指定制度の取消等を含む。）を与えた場合には、返礼品取扱事業者は本市に対して当該損害を賠償する責任を負います。

9 その他

(1) 本市又は中間委託事業者への提出物は、原則として返却しません。

(2) 提出物の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出物は、ふるさと納税に係る業務以外で提出者に無断で使用することはありません。

(4) 多くの寄附者に選択されている実績のあるもの若しくは多くの寄附者に選択されることが期待できると本市が判断したもの若しくは本市施策に係るものなどは、本市の各種広報において優先的に取り扱う場合があります。

10 申込み・問合せ先

高知市商工振興部外商支援課ふるさと納税推進室

〒780-8571 高知市本町5丁目1-45

TEL : 088-803-5089 FAX : 088-823-4024

メール : furusato@city.kochi.lg.jp

事業者申込書兼誓約書

令和 年 月 日

高 知 市 長 様

所在地（住所）

法人名・商号・名称等

代表者職名

代表者氏名

印

（※代表者本人が手書きする場合は、押印不要です。）

電話番号

メールアドレス

担当者名

「高知市ふるさと納税返礼品取扱事業者等募集要項」（以下、「要項」という。）に基づき、返礼品取扱事業者として申し込むとともに、下記のことについて誓約します。

記

- 1 要項に規定する返礼品取扱事業者の要件を全て満たしていること。
- 2 要項に記載されている内容を全て理解した上で了承し、これを遵守すること。
- 3 地場産品基準や食品表示法等各種法令（以下「法令等」という。）に従った返礼品を納品することの重要性を理解し、確実にこれらを遵守すること。また、法令等において遵守すべき事項が記載された書類を整備し、法令等に基づき保管すること。
- 4 適正な返礼品を確実に供給できる体制を整備し、安定して返礼品を提供すること。
- 5 提供した返礼品の種類・品質・数量に関して登録の内容に適合しないものであるとき等、返礼品に関して何らかの問題が生じたときは、返礼品取扱事業者の責任において代替品の納品その他適切な措置をとること。
- 6 虚偽の申請若しくは遵守すべき法令等違反若しくは要項に適合しない返礼品の提供を行う債務不履行等の事由があった場合若しくは事業者申込書兼誓約書への違反をした場合において、それにより本市に損害（ふるさと納税に係る指定制度の取消等を含む）を与えた場合には、返礼品取扱事業者又は返礼品の登録の取消に同意すること及び本市に生じた損害を賠償すること。
- 7 適正なふるさと納税業務の実施のために行う本市の調査・確認に応じること。
- 8 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び高知市個人情報保護法施行条例（令和 5 年条例第 3 号）及び『別記「個人情報取扱特記事項」』並びに関係法令を遵守すること。（※『別記「個人情報取扱特記事項」』：高知市広聴広報課ホームページ参照）

※事業者概要（ホームページ等）の分かるものを添付してください。